

## 京都府歯科医師会との「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」について

平成25年12月25日（水）、「京都市地域防災計画」に基づく大規模災害の発生時における応急医療体制の充実、強化を図るため、災害現場、避難所及び医療施設等において、応急的な災害医療救護活動に従事する歯科医療班を派遣いただくことについて、一般社団法人京都府歯科医師会との協定を締結した。

### ○協定の内容

- (1) 大規模災害の発生時において、本市は、一般社団法人京都府歯科医師会に対し、応急的な歯科医療救護活動に従事する歯科医療班の派遣を要請する。
- (2) 歯科医療班は、災害現場、避難所及び医療施設等の応急救助現場において、次の業務に従事する。
  - ア 被災者のスクリーニング（症状判別）
  - イ 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急的な災害医療
  - ウ 傷病者の後送医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
  - エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力（個人識別） など

## 歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定

京都市（以下「甲」という。）と一般社団法人京都府歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な歯科医療に係る災害医療救護活動（以下「災害医療救護活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、京都市地域防災計画に基づき甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時歯科医療救護計画の策定）

第2条 乙は、歯科医療班による災害医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療班の派遣要請）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した歯科医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに歯科医療班を甲が指示する災害現場、避難所及び医療施設等の災害医療救護活動を必要と認める応急救助現場（以下「応急救助現場」という。）に派遣するものとする。

（歯科医療班の業務）

第4条 歯科医療班は、応急救助現場において、次の各号に掲げる業務を実施する。

- （1）被災者のスクリーニング（症状判別）
- （2）歯科医療を必要とする傷病者（以下「傷病者」という。）に対する応急的な災害医療
- （3）傷病者の後送医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （4）検視・検案に際しての法歯学上の協力（個人識別）
- （5）その他状況に応じた処置

（指揮）

第5条 甲は、災害医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療班を指揮するものとする。

2 応急救助現場における災害医療救護活動に関する事項の指揮は、歯科医療班の責任者が行うものとする。

3 複数の歯科医療班が同一の応急救助現場で活動する場合については、それぞれの歯科医療班の責任者が協議して、前項の指揮を行う代表責任者を定めるものとする。

（連絡調整）

第6条 歯科医療班に係る甲と乙の間における連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が行うものとする。

（医薬品の使用等）

第7条 歯科医療班の災害医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

2 歯科医療班が携行した医薬品等を使用した場合における経費は、甲が負担するものとする。

（医療費）

第8条 応急救助現場における医療費は、無料とする。

2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(医事紛争発生の措置)

第9条 この協定に基づき歯科医療班が実施した災害医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 歯科医療班が実施した災害医療救護活動に関して、傷病者と収容した後送医療施設との間に医事紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(報償)

第10条 甲は、歯科医療班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療班員が災害医療救護活動に従事したことにより死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は災害医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、京都市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(訓練)

第12条 乙は、甲の要請を受けた場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。